

中津川市立東小学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の児童を大切にするために～
～一人ひとりの児童が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

I	「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より・・・・・・・・	1
II	いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III	いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	いじめ発見のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	6
IV	いじめの早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・	8
V	いじめ防止の対策のための組織・・・・・・・・	9
VI	いじめ対応マニュアル・・・・・・・・	10
	関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）	

I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

中津川市立東小学校

いじめをしない！させない！許さない！

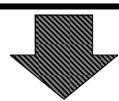


いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

当該児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



【未然防止】

- ◎児童の「居場所」づくり、児童同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童の幸せにつながる信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立東小学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
◇いじめは、自分からは言いづらいもの
◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
「いじめ防止 これだけは！（平成28年度2月岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇児童の「居場所」づくり
◇児童同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
「分かった、できた」が実感できる児童～

「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」が実感できる授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（児童会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

※「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

児童一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、
 いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
 <いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>
 《自己有用感と信頼関係を築くために》

	「居場所」と「絆」のある学校・学年・学級づくり	生命や人権を大切にする活動
4月	学級開き 1年生を迎える 学年音楽・体育	命を守る訓練① 通学路安全点検 交通安全教室 交通リーダー講習会 二者懇談会
5月	(友達広場①) 町探検（2年生） 町探検（3年生）	通級教室開級 栽培活動
6月	(友達広場②) 修学旅行（6年生） 阿南研修（5年生） 青空教室（4年生） 町探検（3年生）	心のアンケート
7月	(友達広場③) 1学期振り返り	救急救命法講習会 学校生活アンケート
8月	学期はじめの活動	
9月	社会見学 (友達広場④)	命を守る訓練②
10月	運動会 (友達広場⑤) 焼き芋大会(低学年・特別支援学級) 校区内施設見学（3年生）	心のアンケート
11月	大縄大会 (友達広場⑥) 町探検（2年生） 幼・保交流会（5年生）	命の教育旬間 命の教育（4年生・外部講師） 命の教育（3年生・外部講師） 情報モラル教育
12月	ひびきあいの日 2学期振り返り 生活科祭（低学年） 冬の交流会（特別支援学級） 町探検（2年生）	命の教育旬間 学校生活アンケート 二者懇談会
1月	学期はじめの活動	通学路安全点検 命を守る訓練③
2月	命の教育（4年生・外部講師） 新1年生入学説明会（5年生）	交通リーダー講習会 薬物乱用防止教室（6年生外部講師） 心のアンケート
3月	6年生を送る会 新1年生入学説明会 振り返り活動 奉仕作業（6年生）	学校生活アンケート

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立東小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童が人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

早期発見の基本

◇児童のささいな変化に気づくこと

→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、掲示板等に張っておく。（個人情報に留意する。）

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

～児童のささいな変化に気づくために～

- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 児童の生活を把握するための「心のアンケート」「心のアンケート」や定期的な個人面談を実施する。
- 学年会や三サポート委員会で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。
- Q Uテスト等の実施と活用を行う。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任や三サポート委員会・SC・S相・心のサポーターを中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・児童の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

※資料の保管について…『心の調査等の質問紙で、回答に聴取の必要が無い対象者の資料を一次資料とし、実施から5年間、聴取が必要な対象者の資料や聴取の結果を記録した文書等を二次資料とし、当該児童が卒業後5年間とする。』

＜いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）＞
 《小さなサイン・細かな変容を見落とさないために》

日常的に行う主な場			
あいさつ運動 健康観察（朝の会） 朝読書 係活動		当番活動 休み時間 1日の振り返り（帰りの会） 保護者との連絡（連絡帳・電話など）	
定期的に行う主な場			
4 月	授業参観（保護者懇談） PTA 挨拶運動（各地区） 心のアンケート いじめ防止チェックシート	10 月	運動会の取り組み PTA 挨拶運動（各地区） 心のアンケート
5 月	二者懇談会 こころとからだのアンケート PTA 挨拶運動（各地区）	11 月	命の教育旬間 命の教育 授業参観（保護者懇談） PTA 挨拶運動（各地区） 学校生活アンケート
6 月	学校評議委員会 QUテスト 学校生活アンケート PTA 挨拶運動（各地区）	12 月	ひびきあいの日取り組み 二者懇談会 PTA 挨拶運動（各地区） 大縄大会 いじめ防止チェックシート
7 月	PTA 挨拶運動（各地区）	1 月	生活調べ PTA 挨拶運動（各地区） 心のアンケート
8 月	生活調べ	2 月	PTA 役員総会（取り組み評価報告） 授業参観（保護者懇談） こころとからだのアンケート 学校評議委員会 PTA 挨拶運動（各地区）
9 月	心のアンケート PTA 挨拶運動（各地区）	3 月	いじめ防止対策評価 PTA 挨拶運動（各地区） 学校生活アンケート

いじめ発見のポイント

中津川市立東小学校

ちょっとした児童の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げると思います。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎませんが、日常生活での児童つかみのポイントとしてください。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1, 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 集団登下校ができなくなる。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室から出なかったり、地域遊びに参加しない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2, 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ "帰りの会の振り返り"などで、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3, 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 授業や委員会するとき、座るのをためられる席の主。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変えられる児童（特に特別教室）
- ⑬ きつい係や人気がない仕事を半ば強制的に押しつけられる児童。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や児童活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の児童の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行ってきました。」「トイレに行ってきました。」「～を探していました。」「～を片付けていました。」

4, 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされいる＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 何人かでひそひそ話している児童たちの視線の先にいる児童。（女子に多い？）
- ⑨ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい？）
- ⑩ 教室移動のとき、いつも一人。

5, 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担（重いも物）をやらされる児童
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある児童（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる児童。自分から進んで特定の児童にあげる児童。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる児童。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている児童（当番に嫌がられている可能性あり）

6, 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている児童（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている児童（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかかれている児童、雑巾を投げ付けられている児童。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない児童。

7, 地域活動

- ① 集団に入れない児童。
- ② ささいなことをきつい口調でとがめられる児童。
- ③ おにごっこ等でいつもおににされる児童。
- ④ 集団登下校ができない児童

8, その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる児童
- ② 急に、成績が下がった児童。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある児童と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出した。（はじめは、さぼり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される,落書,画鋏が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ 生活ノート等で、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 生活ノートや日記が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑮ ノートの字体が変わる。乱雑になる。
- ⑯ 提出物をださなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。児童指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」の招集

【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

<把握すべき情報（例）>

- ◆誰が誰をいじめているのか？
（加害者と被害者の把握）
- ◆いつ、どこで起こったのか？
（場所と時間の確認）
- ◆どんな被害を受けたのか？
（内容）
- ◆いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？
（期間）

- 被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聴き取る。
 - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聞き取りを行う。
 - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
 - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
 - ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - ・いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた側の児童からも丁寧に話を聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の児童）
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- 被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導
 - ・支援を行う。また、自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめ側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
 - 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
 - 正確な事実関係を説明し、被害児童の心情を伝え、よりよい解決と加害児童の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

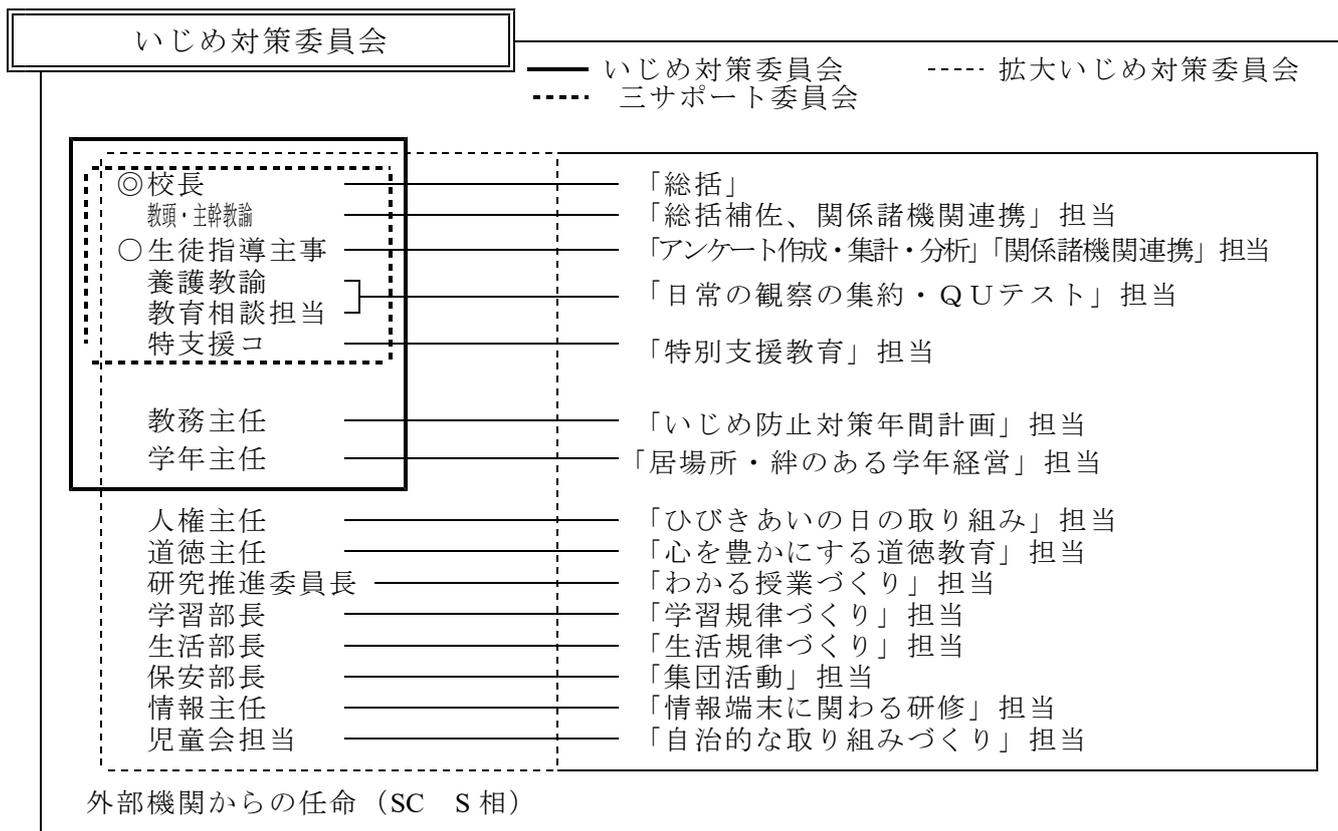
継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

V いじめ防止の対策のための組織

中津川市立東小学校



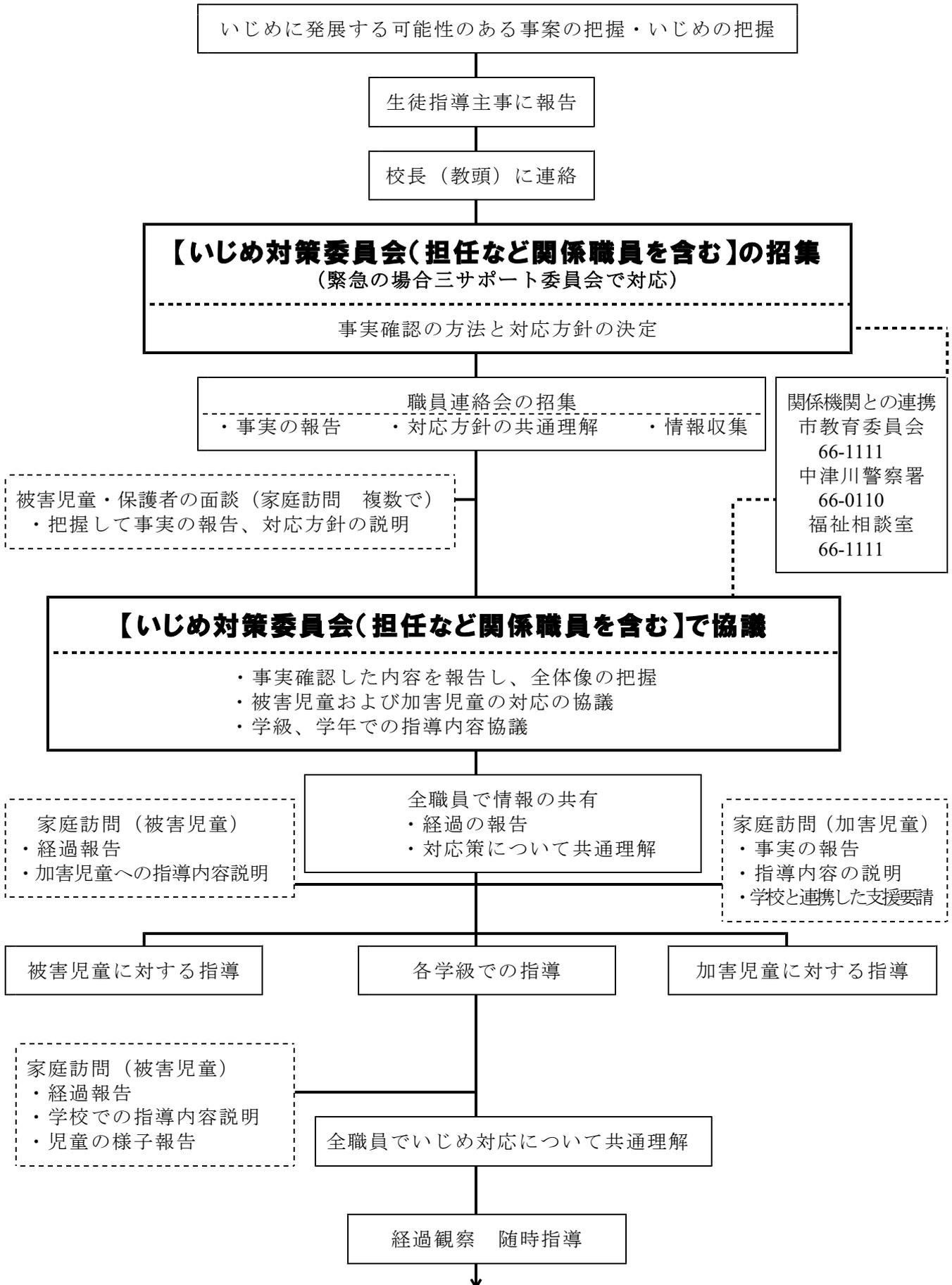
＜いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）＞			
4月	拡大いじめ対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ対策方針HP公開 心のアンケート①	10月	拡大いじめ対策委員会② 教育アンケート（保護者） こころとからだのアンケート②
5月	教育相談の取り組み内容検討 こころとからだのアンケート① 子ども研①	11月	命の教育旬間 学校生活アンケート② 子ども研⑤
6月	QUテスト 実施と分析 学校生活アンケート① 子ども研（通級） 夏期休業前・中の特別支援計画作成	12月	ひびきあいの日の取り組み実施 いじめ防止チェック 2学期の評価と3学期以降の取り組み内容 見直し
7月	学校生活アンケート① 1学期の評価と2学期以降の取り組み内容 見直し	1月	心のアンケート③ 冬期休業中の児童の様子交流
8月	QUテスト活用研修会 人権教育研修会 子ども研③（SCによるソーシャルスキル トレーニング研修）	2月	いじめ対策方針説明（新入生向け） 子ども研⑤ こころとからだのアンケート③ いじめ対策方針説明会
9月	心のアンケート② 子ども研④ 夏期休業中の児童の様子交流	3月	拡大いじめ対策委員会③ いじめ防止対策評価 学校生活アンケート③

☆三サポート委員会→毎週金曜日 三サポート委員会 (SC・S相)

Ⅵ いじめ対応マニュアル（いじめを把握した時）

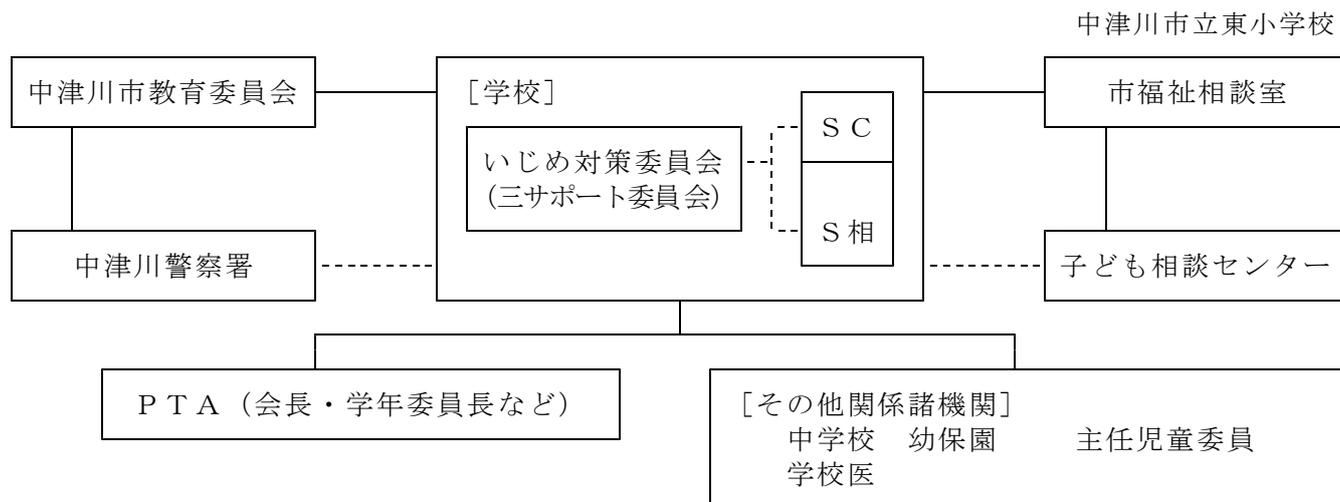
《全職員で迅速に》

中津川市立東小学校



*いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会（三サポート委員会）** を招集し対応にあたる。

VII 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	6 6 - 1 1 1 1
	学校教育課長	内線：4 2 3 0
	生徒指導担当指導主事	内線：4 2 3 1
中津川警察署		6 6 - 0 1 1 0
中津川市消防本部		6 6 - 1 1 1 9
中津川市民病院		6 6 - 1 2 5 1
中津川市 生活環境部	防災安全課	6 6 - 1 1 1 1
	防災安全課長	内線：1 6 0
中津川市 健康福祉部	福祉相談室	6 6 - 1 1 1 1
	福祉相談室長	内線：6 1 5
東濃子ども相談センター		0 5 7 2 2 3 - 1 1 1 1
恵那保健所		0 5 7 3 2 6 - 1 1 1 1